

社会福祉法人環和会の「主な生産活動の内容及び平均月額賃金」

2025 年 7 月

主な生産活動の内容

(運営規程第 8 条第 2 項) 事業所で行う指定就労継続支援 A 型 (生産活動に係るものに限る。) の内容は、次のとおりとする。

- 1 シュレッダー金属くずの選別
- 2 電線剥き
- 3 ガス器具等の分解
- 4 O A 機器の分解
- 5 その他、必要な分別作業

平均月額賃金

1 2024 年度の平均月額賃金

109,023 円

2 運営規程第 11 条 (賃金等の支払い)

- (1) 事業所は、雇用契約を締結した利用者が生産活動に従事した場合は、労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 及び最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号) その他関係法令等に基づき、賃金を支払うものとする。
- (2) 事業所は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにする。
- (3) 事業所は、前条第 2 項の規定により雇用契約を締結しない利用者が生産活動に従事した場合は、当該利用者に対し、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。
- (4) 前項の場合においては、1 月あたりの工賃の平均額は、3,000 円を下回らないものとする。
- (5) 賃金及び第 3 項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付費をもって充てないものとする。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。